

市町村議会議員年金財政の長期的安定化に関する決議

地方議会議員の年金制度は、昭和36年の制度発足以来、40年を超える歴史を有し、退職後の議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、市町村議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展等により急激に悪化し、数年後には積立金の枯渇が予想される危機的状況に陥っている。

これは、市町村合併の進展に伴い極めて短期間に市町村議会議員が4割減少する一方、年金受給者が大幅に増加したことによるものである。

市町村合併特例法では、このような市町村合併の進展に伴う市町村議会議員の年金財政への影響に配慮するため、「その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところであり、平成18年の地方公務員等共済組合法の改正では、掛金率の引上げ、給付水準の引下げとともに、市町村合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が講じられたところであるが、この激変緩和措置では市町村議会議員年金財政の安定化を図るためには不十分であったと言わざるをえない。

よって、国においては、国策として推進された市町村合併に身をもって協力したとの市町村議会議員の強い思いを厳粛に受けとめ、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、早急に、市町村合併特例法に基づく激変緩和措置を強化するなど市町村議会議員の年金財政の長期的安定化に向けた適切な措置を講ずるよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年2月6日

全国町村議会議長会